

【資料1】子の親及び親以外の者による「親の責務 Parental Responsibility」取得

	PR 取得・保持の主体		親子関係 ^{*2}	PR 取得方法 (条文 ^{*1})
1	母 (分娩した者)		法的親	自動取得 (省略)
2	母と既婚の父及び女性配偶者 (子の出生時)		法的親	自動取得 (s2(1))
3	母と未婚の父	子と血縁あり・母の同意あり	法的親	母と共に出生届、出生証明書「父親欄」記載による (s2(2), s4(1)(a))
			法的親	PR 合意書 ^{*3} による (s2(2), s4(1)(a))
4	母と未婚の父	子と血縁あり・母の同意なし	法的親	裁判所への PR 決定申立 ^{*4} による (s2(2), s4(1)(c))
5		子と血縁なし・公認 ART ^{*5} (HFEA2008 s36, 37)	法的親	母と共に出生届、出生証明書「父親欄」記載による (s2(2), s4(1)(a))
6	母の同性パートナー	母と同性パートナーシップ登録・公認 ART ^{*5} (HFEA2008 s42)	法的親	自動取得 (s2(1A))
7		未登録パートナー・公認 ART ^{*5} (HFEA2008 s43,44) ・母の同意あり	法的親	「もう一人の親」出生登録による (s2(2A)(b), s4ZA(a))
			(社会的親)	PR 合意書 ^{*3} による (s2(2A)(b), s4ZA(b))
8	母の同意なし	(社会的親)	裁判所に PR 決定申立 ^{*4} による (s2(2A)(b), s4ZA(c))	
9	継親・親の同性パートナー		(社会的親)	PR 保持者全員の同意 (s4A(1)(a)) もしくは裁判所への PR 決定申立 ^{*4} による (s4A(1)(b))
10	養親		法的親	養親候補として子と同居した時 (ACA2002 s25(3)) ・養子収養決定 (ACA2002 s46(1))
11	親決定により親となった者		法的親	親決定により自動取得
12	後見人	第三者	—	母の死去+母による後見人指名による (s5(3), (6))
13		父	法的親	母の死去+母による後見人指名もしくは裁判所への後見人任命の申立による (s5(1), (3), (6))
14	特別後見人		—	裁判所の特別後見人決定による (s14C(1)(a))
15	地方当局		—	ケア決定 (s33(3)(a)) ・養子あつせん決定による (ACA2002 s25(2))
16	子に関する取り決め決定で子の同居者として指名された者		親及び親以外	子に関する取り決め決定による (s12, CFA2014 Sch2, para21)

*1 本欄の条文はことわりのない限り 1989 年子ども法を指し、その他 ACA2002、HFEA2008、CFA2014 はそれぞれ 2002 年養子及び子ども法 (Adoption and Children Act 2002)、2008 年ヒトの受精及び胚研究に関する法律 (Human Fertilisation and Embryology Act 2008)、2014 年子ども及び家族法 (Children and Families Act 2014) の条文を意味する。

*2 ここにいう法的親とは 1991 年子ども扶養法上という「親」（子の養育費を負担する責任義務を負う者）を含む。PR 合意書は双方の親が共同 PR を有することに合意し、所定の様式の種類を治安判事 Justice of the Peace、治安判事補佐官もしくは県裁判所事務官（ソリシタ不可）のいずれかを証人として作成することを要する。

*3 PR 合意書は双方の親が共同 PR を有することに合意し、所定の様式の種類を治安判事 Justice of the Peace、治安判事補佐官もしくは県裁判所事務官（ソリシタ不可）のいずれかを証人として作成することを要する。

*4 裁判所へ PR 決定を申立てるために所定の様式

*5 公認 ART とはイギリス国内で認可を受けた所定のクリニックで第三者による精子提供により、子の母とそのパートナーが共同で（互いに同意のもと）生殖補助医療を受けた場合を言う。したがって、子の PR 取得に母の同意ありを意味する。

【資料 2】親であることと PR 保持の必要・十分条件別にみた「親権」行使内容

条件	親	親もしくは PR 保持	親かつ PR 保持	PR 保持 (単独行使可)
「親権」 行使内容	扶養義務 CSA s54	8 条決定の申立 s10(4), s12(2)・公的ケア下にある子との面会交 s34(1)(a),s12(2)・子が適切かつ十分な教育を受けさせること Education Act 1996 s7, s576	養子収養への同意 s12(3), Adoption Act 1976 s16, s72・後見人の指名 s5(3), s12(3)	旅券発行の拒否・18 歳未満の子の婚姻同意 Marriage Act 1949 s3(1A)(a)(b)・ケア決定の解除申立 s39(1)(a)
親	○	○	×	×
親 + PR	○	○	○	○
非親	×	×	×	×
非親 + PR	×	○	×	○

※ Eekelaar, J. (2001), "Rethinking Parental Responsibility", *Family Law*, at 426-430 参照

【資料3】 2011年～2014年上半期・8条決定関係の申立及び処理件数

		交流決定		居所決定		禁止措置決定		特定事項決定	
年	四半期	申立	処理	申立	処理	申立	処理	申立	処理
2011	1	11,293	27,377	9,803	10,004	4,635	4,295	2,277	1,257
2011	2	7,605	26,437	8,014	9,755	4,349	4,410	2,221	1,336
2011	3	9,713	27,104	9,578	10,099	5,134	5,064	2,680	1,750
2011	4	9,814	28,232	8,416	9,465	4,231	4,429	2,036	1,333
2011 合計		38,425	109,150	35,811	39,323	18,349	18,198	9,214	5,676
2012	1	10,635	27,256	8,416	9,632	4,661	4,608	2,467	1,343
2012	2	9,747	26,228	8,555	10,102	4,553	4,582	2,495	1,521
2012	3	10,478	27,278	9,716	9,977	5,142	5,097	3,023	1,799
2012	4	10,096	28,901	8,816	10,178	4,605	4,963	2,134	1,495
2012 合計		40,956	109,663	35,503	39,889	18,961	19,250	10,119	6,158
2013	1	10,628	26,619	9,596	9,653	5,212	4,971	2,435	1,345
2013	2	13,338	27,315	9,628	10,124	4,157	4,282	2,570	1,538
2013	3	10,939	28,936	9,133	10,713	4,190	4,399	2,627	1,893
2013	4	8,771	28,674	7,556	10,068	3,716	4,149	1,980	1,362
2013 合計		43,676	111,544	35,913	40,558	17,275	17,801	9,612	6,138
2014	1	8,646	25,681	8,514	9,285	3,997	3,960	2,149	1,390
2014	2	6,356	24,116	6,300	12,816	3,438	3,884	2,154	1,541

※ イギリス全体、各地の県裁判所 county court もしくは家事事件裁判所 family proceedings court における件数。

※ 出典：司法省「司法統計（四半期）」最新版（2014年11月28日最終更新、2014年度第2期分まで掲載）の「家族法データ」内の CSV_Children's Act_National_2014_4-6 により作成。Ministry of Justice, Court statistics (quarterly), Family Justice, <https://www.gov.uk/government/statistics/court-statistics-quarterly-april-to-june-2014>

※ 四半期の各数字は、1=1月1日～3月31日、2=4月1日～6月30日、3=7月1日～9月30日、4=10月1日～12月31日である。

※ 「処理」=disposal は決定の（申立以外）処理件数を意味し、その中には決定がなされたこと、申立の取り下げ、「決定をしない no-order」の決定がなされたこと、決定がなされなかったこと、仮決定などが含まれる。

【資料４】 2011年～2014年上半期・PRの申立及びPRに関する処理件数

年	四半期	私人間事件			公的機関関与事件		
		PRの申立	PRに関する処理	PR終了申立	PRの申立	PRに関する処理	PR終了申立
2011	1	1,560	1,625	0	75	222	0
2011	2	1,140	1,276	4	70	231	6
2011	3	1,414	1,288	0	80	320	5
2011	4	1,382	1,055	1	62	318	4
2011 合計		5,496	5,244	5	287	1,091	15
2012	1	1,372	1,115	0	89	310	2
2012	2	1,301	1,120	0	64	342	0
2012	3	1,378	1,089	2	68	287	1
2012	4	1,240	1,076	5	52	329	1
2012 合計		5,291	4,400	7	273	1,268	4
2013	1	1,270	1,060	1	98	238	0
2013	2	1,502	1,043	0	55	316	0
2013	3	1,132	1,051	3	64	328	1
2013	4	823	939	4	63	326	1
2013 合計		4,727	4,093	8	280	1,208	2
2014	1	836	867	2	59	261	1
2014	2	492	1,023	3	57	384	7

※ イギリス全体、各地の県裁判所 county court もしくは家事事件裁判所 family proceedings court における件数。

※ 出典・注記について上記資料３に同じ。

※ 私人間事件とは子ども法に定める private law 領域の事件（当事者間の紛争等）、公的機関関与事件とは同法第三部以下に定める public law 領域の事件（地方当局が子どもの保護を目的として PR 関係事項に介入する場合など）。

【資料5】2011年～2014年上半期 親決定（parental order）の申立及び処理
件数

年	四半 期	私人間事件 親決定申立	私人間事件 親決定の処理	公的機関関与事件 親決定の処理
2011	1	163	29	0
2011	2	138	19	3
2011	3	188	34	0
2011	4	146	35	1
2011 合計		635	117	4
2012	1	195	31	2
2012	2	173	43	0
2012	3	180	43	2
2012	4	156	67	2
2012 合計		704	184	6
2013	1	162	54	2
2013	2	193	32	2
2013	3	167	35	0
2013	4	153	37	0
2013 合計		675	158	4
2014	1	171	54	1
2014	2	131	71	0

※ イギリス全体、各地の県裁判所 county court もしくは家事事件裁判所 family proceedings court における件数。出典・注記について上記資料3及び同4に同じ。